

---

---

# 序 論

---

---

# 第1章 計画の概要

## 第1節 後期基本計画策定の趣旨

本市では、昭和54年3月に「船橋市基本構想」を策定し、その中で「品格のある文化都市・船橋」をまちづくりの目標に掲げ、市政の基本指針として位置づけました。その後、基本構想を実現するための基本政策を定めるものとして、昭和58年に「活力ある近代的都市・船橋」を都市づくりの目標とした第一次基本計画を策定し、さらに平成3年には、「豊かで住みよい国際都市」を都市づくりの目標とした第二次基本計画である「ふなばし未来2001」を策定しました。

これらの計画期間の中で、昭和58年に「スポーツ健康都市宣言」、昭和61年に「平和都市宣言」、平成4年には「福祉と緑の都市宣言」を行いました。また、基本構想・基本計画・都市宣言を市政の基礎として、昭和54年以降、道路交通対策、下水道の整備等、本市が立ち遅れていた都市の基盤整備をはじめ、緊急に解決を迫られていた医療施設の整備や治水対策などの課題に対処するとともに、立地条件を生かした産業経済の振興、スポーツの振興を通じた市民の健康づくり、福祉の充実、コミュニティの育成や国際交流の推進など、本市発展の基礎づくりに努めてきたところです。

その後、バブル経済の崩壊に代表されるように、社会経済状況がめまぐるしい変化を遂げる中、その変化に対応するため、平成12年には「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」をまちづくりの基本理念とした平成32年を目標年次とする基本構想と、平成23年度を目標年次とする基本計画を策定しました。

現行計画の策定から10年以上が経過する間に、船橋市は平成15年に中核市に移行し、保健、福祉、環境など、市民生活に密着した分野の事務の権限が県から市へ移譲され、これまで以上にきめ細かな対応が可能になりました。

特に、市が保健所の運営を行うことにより、食品の安全確保や環境衛生の向上、新型インフルエンザ等の健康危機への対応等、保健・衛生分野の行政機能が強化され、より一層「安心して暮らせるまちづくり」を進める体制が整いました。

一方、本市を取り巻く状況には、人口構造と家庭を取り巻く環境の変化、地球環境問題の重要性の高まり、持続的な発展に向けた都市基盤づくりや地域経済への取り組みの必要性、暮らしの安心・安全に対するニーズの高まりなどの大きな変化が見られています。

このような時代の急激な変化に対応し、将来の船橋市にふさわしい魅力あるまちづくりを、市民・行政の協力によって推進していかなければいけません。

また、船橋市の持続的な発展を確かなものとするためには、中長期の計画的な行政運営が必要です。後期基本計画は、以上のような視点のもと、これまでの成果を踏まえつつ、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現のため、平成24年度からの基本的な方向と体系的な施策内容を明らかにすることを目的として策定したものです。これにより、市民と行政が力を合わせて、住みよいふるさと船橋を創り・育て・守り続けていくことを目指します。

## 第2節 総合計画の構成と後期基本計画の位置づけ

船橋市総合計画は、「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」から構成されています。

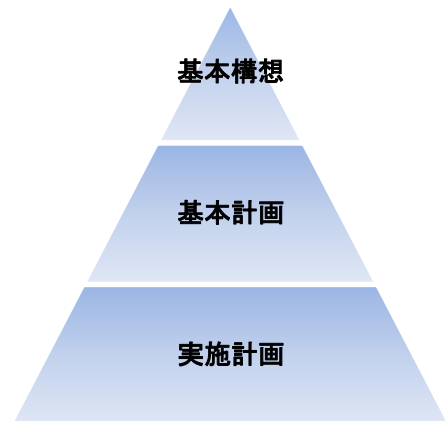
「基本構想」は、将来の本市のあるべき姿を示すとともに、これらを実現するための基本的な施策の方向を明らかにし、市政運営の指針とするものです。

基本構想は、平成32年を目標年次としています。

「基本計画」は、基本構想の実現のための基本的な施策を体系的に定めたもので、市政運営を総合的かつ計画的に進めていくためのものです。

後期基本計画の期間は、平成24年度を初年度とする平成32年度までの9年間とします。

「実施計画」は、基本計画に示した施策を計画的かつ効率的に実施する具体的な事業を示したものです。



	H12年度～H23年度	H24年度～H32年度
基本構想	← 平成32年を目標年次とする21年間 →	
基本計画	← 12年間 現行の基本計画 →	← 9年間 後期基本計画 →

## 第3節 後期基本計画の構成

基本計画は、「めざすまちの姿」、「分野別計画」から構成されます。

「めざすまちの姿」は、本市を取り巻く課題や市民のニーズを踏まえ、分野別計画に横断的な横串をさすように、特に重要なまちづくりのテーマを設定して、優先的、重点的に取り組むべき施策を抽出したものです。

「分野別計画」は、行政施策を基本構想における施策の大綱に基づいて各分野別に体系化し、その方向を示したものです。

## 第4節 後期基本計画の対象事業

後期基本計画の対象事業は、本市が直接事業主体となる事業のほか、必要に応じて国、県及び民間が事業主体となる事業も含めるものとします。

## 第5節 後期基本計画の評価・検証

後期基本計画では、施策の目的や目標を明確にし、PDCAサイクルに基づきその進捗を管理するために「指標」を設定しました。

基本計画に掲載している指標は、各施策を構成する事業の成果や実績等のうちから代表的なものを選定したものです。

指標値のうち、「現状値」は、可能な限り直近で計測可能な数値とし、「目標値」は、基本計画の目標年次である平成32年度を最終目標として定めています。

後期基本計画ではこれらの指標を目安に評価・検証を行い、より効率的で効果的な施策の推進や見直しに活用していきます。

## 第6節 後期基本計画の修正

市の行財政は、時代の変化や要請に対処しながら、適切に運営することが重要です。このため、社会的・経済的条件や市民の意向等に合わせて柔軟な対応ができるよう、計画に弾力性を持たせています。また、時代の変化に合わせて、必要に応じて見直しを行っていきます。

## 第2章 社会・経済の動向と船橋市の課題

### 1. 人口構造と家庭を取り巻く環境の変化

全国の人口は平成19年をピークに減少局面に転じました。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後総人口は減少傾向を続け、平成58年には1億人を割り込むとされています（中位推計結果）。一方で、65歳以上の高齢者人口の割合は増加傾向を続け、平成20年には22.1%であった高齢化率は、平成32年には29.2%まで上昇し、14歳以下の年少人口は同じく13.3%から10.8%まで減少するなど、少子・高齢化がより進行する見込みです。世帯についてみると、一般世帯の平均世帯人員は減少傾向を示しており、平成17年には2.56人であったものの、同じく国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば平成42年には2.27人まで減少するなど、引き続き単独世帯や核家族世帯が増加する傾向がみられます。また、女性の社会進出の進展などにより、共働き世帯は昭和55年以降増加傾向を示しており、平成9年以降は片働き世帯数を上回った状況が続いています。このような人口・世帯構造の大きな変化の中、国としての活力を維持するため、子育て支援や福祉・医療政策などの高齢化対策が求められています。

こうした状況の中、本市の人口は、当面は増加傾向が続くと見込まれるものの、年齢構成を見れば、老年人口（65歳以上）が急激に増加し、年少人口（14歳以下）は平成26年をピークに減少に転ずると見込まれるなど、少子・高齢化が確実に進行すると予測されています。少子・高齢化の進行や労働力人口の減少は、歳出の増大・歳入の減少にもつながります。また、総人口に対する生産年齢人口の比率が低下することにより、都市の活力の低下なども懸念されます。さらには、共働き世帯や核家族世帯の増加にも対応が必要です。

このため、将来にわたる船橋市の都市活力の維持・増進に向けて、子育て支援策の充実や教育環境の充実などにより子育て世代の転出抑制・転入促進を図るとともに、高齢者に対応した地域福祉ネットワークの構築や高齢者が活躍できる環境の整備など、少子・高齢化の進行に備えていくことが必要です。

## 2. 環境問題の重要性の高まり

近年の環境問題は、旧来からの公害型の環境問題に加え、地球温暖化や生物多様性の劣化といった、地球規模で利害関係が見えづらい問題へと広がりを見せています。また、人口増加や都市化など、人間社会の急速な変化は地球環境問題を深刻化させ、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムでは将来的に持続可能な社会を築くことは極めて困難だという認識が国際的に広がっています。さらには、東日本大震災<sup>1</sup>を契機として、電力をはじめとするエネルギー使用量の削減が求められるとともに、クリーンで安全なエネルギーへの転換がこれまで以上に模索されています。これらの問題解決のためには、国民一人ひとりがその責任を自覚して行動するとともに、環境に配慮した経済活動による低負荷・資源循環・自然共生型の社会を目指した取り組みを行うことが必要とされています。

こうした状況の中、本市でも、上述の問題に加えて大気汚染等の公害やヒートアイランド、生活騒音問題などの都市特有の環境問題を抱えています。これまで本市は、環境負荷の低減に向けて、効率的なごみ収集・処理体制の整備、市の施設等におけるエコオフィスの推進など、省エネルギー・省資源・廃棄物削減のための取り組みを推進してきました。さらに、良好で快適な生活環境の形成のため、「船橋市環境保全条例」による地域環境（大気・水質・土壌等）に対する監視体制の強化・確立にも努めてきました。今後もこうした取り組みを継続・強化し、環境負荷の少ない地域社会づくりに取り組んでいかなければなりません。

また、恵み豊かな東京湾に面し、水と土壌に恵まれた谷津を有する本市では、数千年の昔から人々の暮らしが営まれてきました。現在でも、谷津田や斜面林、東京湾の貴重な干潟である三番瀬などの自然が残されていますが、これらの自然は市街地の拡大や外来生物など様々な脅威にさらされています。残された自然を活かし、生物多様性を確保するため、本市では、関係自治体と連携した三番瀬の保全・再生や、「船橋市緑の基本計画改定版」に基づく緑の保全と創出、「船橋市環境共生まちづくり条例」による開発等の規制・誘導などに取り組んできました。今後、こうした取り組みを一層強化するとともに、環境教育や環境保全活動への市民・事業者等の参加機会の拡大、活動団体への支援の充実なども進め、市と市民が一体となって、恵み豊かな環境を目指すことが必要です。

<sup>1</sup> 東日本大震災：平成 23 年 3 月 11 日に発生した三陸沖深さ 24 km を震源とする「平成 23 年東北地方太平洋沖地震」による災害。地震のマグニチュードは、日本観測史上最大の 9.0 を記録した。

### 3. 地域の発展を支える都市基盤づくりの必要性

高齢化の急速な進行を背景として、誰もが快適で安心して活動することができる都市基盤づくりが求められています。また、東日本大震災をはじめとする震災や風水害などの大規模な自然災害により、災害に対する不安が高まっており、住民の生命と財産を守る災害に強い都市の形成が求められています。さらに、子どもや高齢者の移動手段として重要な役割を担う鉄道・バスなど地域の公共交通については、全国的な人口減少による需要の減少を背景として、そのネットワークを維持していくことが大きな課題となっています。地方自治体の財政を取り巻く環境が厳しさを増す中で、こうした課題に的確に対応しつつ、人口減少や少子・高齢化などの地域社会の構造の変化やニーズの変化に対応するため、都市基盤全般を効率的、効果的に維持、改善していくことが求められています。

こうした状況の中、本市では、幹線道路や身近な生活道路、公園・緑地、橋りょう、治水施設等の都市基盤整備に努めてきましたが、その水準及び老朽化対策は依然として十分とはいえず、今後も良好かつ安全・安心な生活環境の確保に向けて整備を続けていくことが必要です。

また、これまで「船橋市地域防災計画」の見直しや治水対策をはじめとして様々な防災対策を進めてきましたが、今後も、災害による被害を最小限とするため、学校や保育所などの公共建築物の耐震性向上や下水道・治水施設の整備など、都市の防災機能の強化に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

一方、高度経済成長期に整備した公共施設については老朽化が進行しており、その維持・更新に要する負担が今後の大きな課題となっています。このため、安心して心豊かに暮らすことのできる生活環境を確保するには、多様化する市民ニーズに的確に対応しつつ、公共施設の効率的、効果的な維持・改善を図ることが必要です。

また、本市においても高齢化は着実に進行しており、人と環境に優しい都市づくりが求められる中で、都市基盤全般のバリアフリー化を進めるとともに、誰もが快適に移動ができるように、公共交通の維持・改善を図ることが必要です。

さらに、本市の一層の発展を図るためには、広域的な交流の拠点となる都市を目指した、快適で魅力のある都市づくりが必要です。このため、船橋駅周辺を中心とした商業サービス機能の集積促進や文化的機能の質の向上、良好な景観の保全と形成、本市の特長である海を活かした魅力あるベイエリアの創出など、内外の人々が集う交流の舞台にふさわしい都市空間の形成が必要です。

#### 4. 地域経済の持続的な発展に向けた取り組みへの要請

バブル経済の崩壊以降、日本経済は低迷を続けており、世界的な経済危機によっても深刻な打撃を受けました。東日本大震災の影響も長期化が懸念されます。また、今後総人口の減少や少子・高齢化による労働力人口の減少など、国内市場を取り巻く環境は厳しさを増し、経済は依然として先行き不透明な状況にあります。雇用情勢の悪化や賃金低下による所得の減少・停滞を背景として、多くの世帯が支出の抑制を余儀なくされているとともに、将来の生活に対する不安も広がっています。また、個人消費の低迷の長期化は、経済活力を維持する上で大きな課題となっています。

こうした状況の中、本市は、人口約60万人の大都市でありながら、商工業だけでなく活発な都市型農業や、歴史のある漁業が営まれるなど特徴的な産業構造を示しています。しかしながら、全産業で見た総事業所数は近年減少傾向を示しており、これらの地域産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。また、従業員が少なく企業体力の小さい中小企業が大きな割合を占めていることから、地域産業の活力の維持・向上に向けた競争力確保のためには、農漁業のブランド化による高付加価値化や、利用しやすい商業環境の整備、各種機関と連携した技術力向上による地域工業の高度化などの取り組みを進めると同時に、高齢化等の社会変化に対応した新たな成長産業を育成することが必要です。こうした取り組みによりもたらされた地域経済の活性化を、雇用の拡大と個人所得の増加に結びつけることで、人々の生活にゆとりと安定を生み出し、将来に対して希望が持てる社会を築くことが必要です。さらに、雇用の拡大や個人所得の増加を地域の新たな消費に結びつけることで域内循環を拡大し、地域経済の持続的な発展を図ることも必要です。

一方、本市の生産年齢人口は、ほぼ横ばいを維持することが見込まれますが、総人口に対する生産年齢人口の比率は低下すると予測されています。こうした状況の中、地域の産業の持続的な発展を支える基盤を確保するためには、就労支援や、就労環境の改善や就業条件の弾力化等に関する意識啓発を行うことにより、女性や高齢者などの潜在的な人材も含め、多様な人材の活用を進めることが必要です。



## 5. 生涯を通じて安心して暮らすことのできる社会環境づくりの必要性

大規模な災害や様々な感染症の発生、詐欺行為など悪質化・巧妙化する犯罪、食品偽装等による食の安全性への疑問など、日々の暮らしを取り巻くさまざまな不安が増大しています。また、長期的な経済の停滞による雇用の収縮・不安定化と、これに伴うフリーター・派遣社員といった非正規雇用者の増大、所得格差の拡大等を背景として、若年層におけるニート・ひきこもりなど、自己実現や社会的・経済的な自立が困難な人々が増加し、こうした不安や悩み、ストレスからメンタルヘルスに課題を有する人々も増加しています。さらに、高齢化の急速な進展に伴い、高齢者の生活を支える環境への不安も高まっています。このように、さまざまな生活の局面やライフステージにおいて不安感が高まっており、こうした不安を解消し、すべての人々が生涯を通じて安心して暮らすことのできる社会環境づくりに取り組んでいくことが求められています。

こうした状況の中、本市では、暮らしの安全・安心の確立に向けて、平成15年に設置された市保健所が中心となった食品衛生管理や感染症対策、携帯電話やインターネットなどの多様な媒体を用いた防犯・防災情報の提供など様々な取り組みを進めてきました。今後は、市の危機管理機能を高めるとともに、緊急時における市民への情報伝達・市民からの情報収集機能を強化することが必要です。また、国の関係機関や地域の団体、企業等とも連携を強化し、防犯・防災に対する市民の意識を高めるとともに、地域での防犯・防災に関する取り組みの促進、犯罪や衛生面などに対応した市民の安全・安心を確保するための取り組みの一層の充実を図ることが必要です。

また、本市においても有効求人倍率の減少をはじめ、就労環境は厳しさを増しつつあります。このため、企業等への働きかけや関係機関との連携などにより、すべての世代への就労支援を通じた雇用の安定と自立した生活の確保、若年層の勤労観・職業観を育成するためのキャリア教育の充実、勤労者へのメンタルヘルスケアの支援など、取り組みを強化することが必要です。

さらに、高齢者が安心して暮らせる生活環境づくりに向けて、福祉関連団体等との連携により効率的、効果的な福祉サービスの体制づくりを進めるなど、互いに見守り支え合う地域社会を築いていくことが必要です。

## 6. 地方自治体を取り巻く環境変化に対応した「新しい公共」への期待

人口減少と少子・高齢化、長期化する経済の停滞により、地方自治体の財政を取り巻く環境が一層厳しくなるとともに、ライフスタイルの変化によるニーズの多様化などを背景として、行政サービスへのニーズも質・量ともに高まっています。また、地方分権の進展により、基礎自治体<sup>2</sup>は、拡大する権限と責任にふさわしい能力と体制の充実が求められています。さらに、経済的な豊かさよりも心の豊かさを重視する価値観が定着し、公共的な取り組みへの参画に意欲をもつ人々が増加しています。

こうした状況の中、本市は、平成 15 年に中核市となり、大きな権限と責任を担うこととなり、組織改革、行財政改革、職員の能力開発などに取り組んできました。今後は、これまで以上に自立性、主体性の高い市政運営が求められることから、より一層効率的、効果的な行財政運営を進めるため、市の組織体制や仕事の仕組みを継続的に改革、改善していくことが必要です。

また、こうした取り組みにより行政としての体制や機能の充実を図る一方で、地域のニーズに対応した、より豊かできめの細かいまちづくりを進めるために、市民と市の協働による取り組みの充実を図ることが必要です。市内では、県内で千葉市に次いで2番目に多い180のNPO法人（平成22年12月現在、千葉県環境生活部県民活動・文化課調べ）をはじめとする、多くの団体が地域を豊かにするさまざまな活動に取り組んでいます。市は、こうした市民の創意や意欲を活かし、魅力ある地域づくりを進めるため、平成20年に「市民協働の指針」を策定し、「市民活動サポートセンター」など、さまざまな体制の整備や団体等への支援を行ってきました。

今後は、市政に関する情報提供の充実などにより、市民や企業、団体等のまちづくりへの意欲を一層高めるとともに、協働によるまちづくりの体制や仕組みの充実を図り、地域の多様な主体の分担と協力（共助）による「新しい公共」で、地域社会を支えていくことが期待されます。

<sup>2</sup> 基礎自治体：国の行政区画として最小の単位で、住民に最も身近な行政を担う市町村のこと。

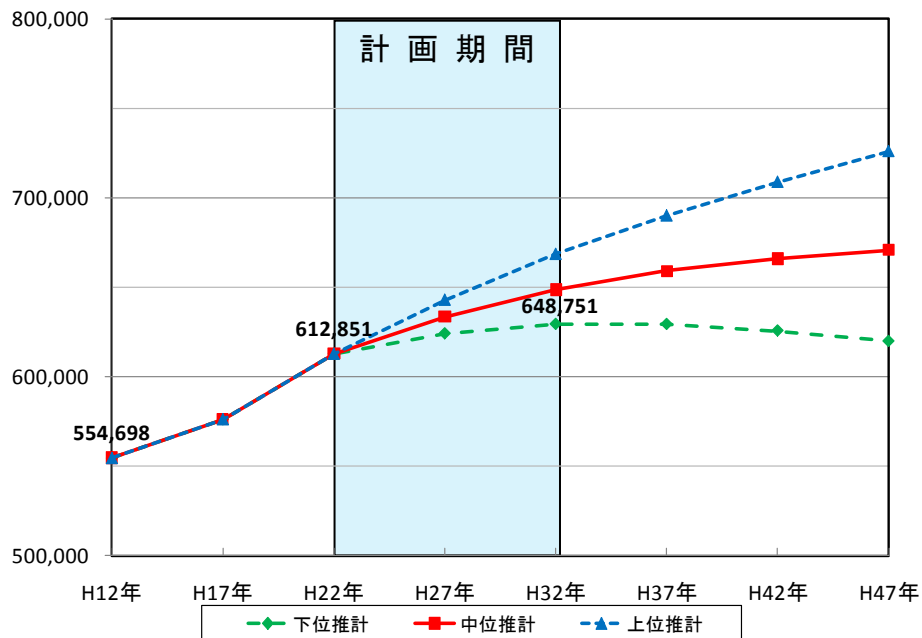
### 第3章 計画の基本的条件

平成22年国勢調査結果は、まだ反映されていません

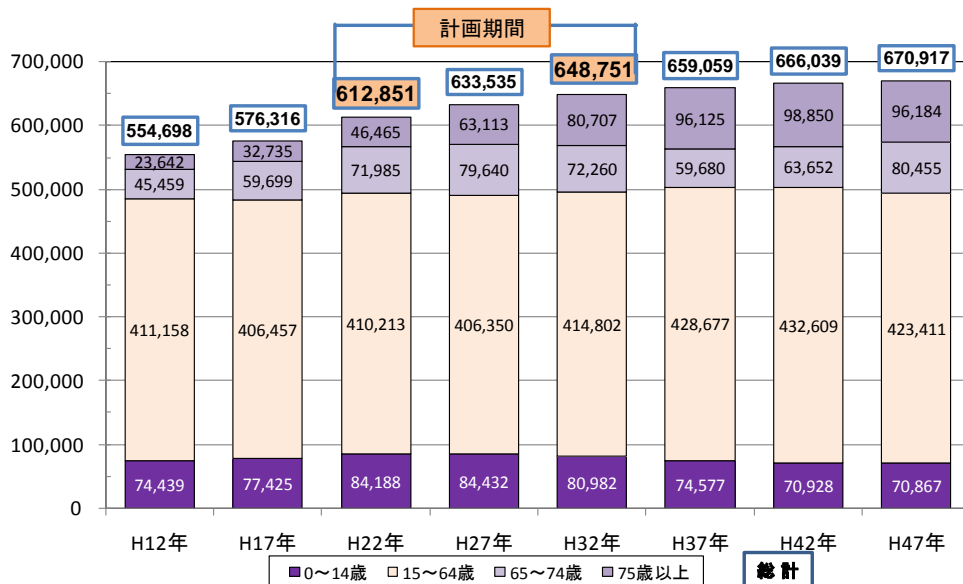
#### 1. 人口規模想定

本市の人口は近年増加傾向にあり、平成22年時点で612,851人（住民基本台帳人口、外国人登録人口の合計）となっています。今後も増加基調が続くと想定し、人口推計の中位推計結果を目安に、後期基本計画の目標年次である平成32年における人口を約649,000人と想定します。また、現在より0-14歳人口は減少し約81,000人、65歳以上人口は増加し約153,000人となると想定します。

図表 人口の推計結果



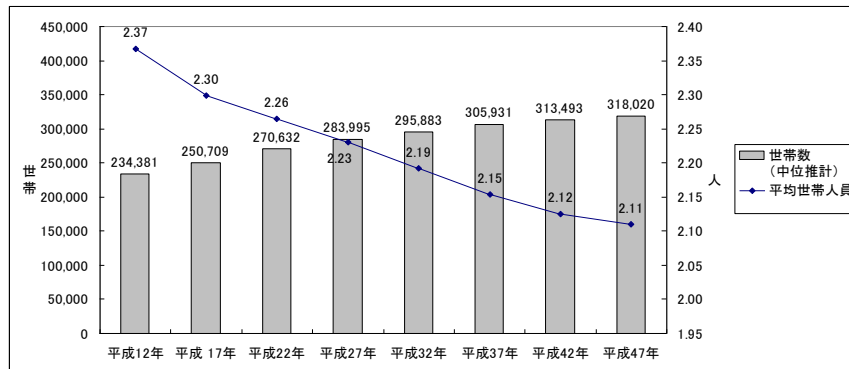
図表 年齢区分別人口の推計結果



## 2. 世帯数

本市においては、世帯数が近年増加傾向にある一方、平均世帯人員は減少傾向にあります。今後もこうした傾向が続くと想定し、人口推計の中位推計人口にもとづく推計結果を目安に、後期基本計画の目標年次である平成32年における世帯数を約296,000世帯、一世帯当たりの平均世帯人員を約2.2人と想定します。

図表 世帯数及び平均世帯人員の推計結果

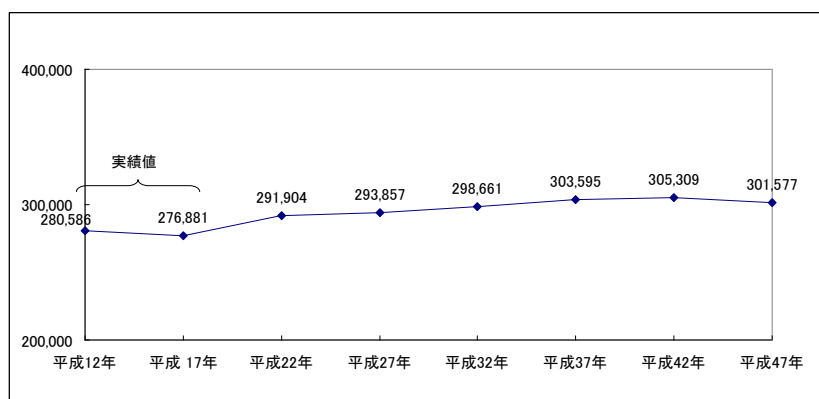


注) 平成12、17、22年の値は住民基本台帳人口、外国人登録人口に平成22年の性年齢別世帯主率を乗じて算出した推計値

## 3. 就業人口

本市の就業人口は、平成17年までは減少傾向にありました。しかし、今後は15歳以上人口の増加に伴い緩やかに増加するものと想定し、人口推計の中位推計人口にもとづく推計結果を目安に、後期基本計画の目標年次である平成32年における就業人口を約299,000人と想定します。

図表 就業人口の推計結果



注) 平成12、17、22年の値は住民基本台帳人口、外国人登録人口に平成17年の国勢調査結果にもとづく性年齢別就業者比率を乗じて算出した推計値



## 5. 土地利用

土地利用はまちづくりと都市の発展の基礎であり、適正な都市の成長管理を行いながら、地域の土地資源やこれまでに蓄積してきた歴史的な利用特性の下に、地域が持っている多様性や潜在力を見直し、高めていく必要があります。

土地利用の基本的な方向を次のとおり定めます。

- ① 自然環境・農用地・森林等を保全する。
- ② 自然的土地利用と都市的土地利用の調和を図る。
- ③ 秩序ある市街地の発展を目指す。

また、この基本方針を踏まえた土地利用の方向について次のとおり定めます。

### (1) 農用地・森林地

農業の振興を図るため、農用地の保全と活用に努めるとともに、災害時の防災避難地や緑地として活用を図っていきます。

森林は都市の環境を維持する上で重要であり、積極的な保全を図っていきます。

### (2) 住宅地

住宅に係る良好な住居環境の保護・創出を図っていきます。

また、安全で快適な居住環境の形成を目指し、木造建物等が密集している地区の解消や、住宅や工場等が混在している地域において、地域の特色を活かした土地利用を図っていきます。

### (3) 商業・業務地

駅周辺を中心に発展をしてきた商業・業務地について、地域に合った魅力的な中心地の形成を目指し、鉄道の利用促進とあわせ、地域の個性や特色を活かした土地利用を誘導し、地域の活性化を図っていきます。

### (4) 工業地

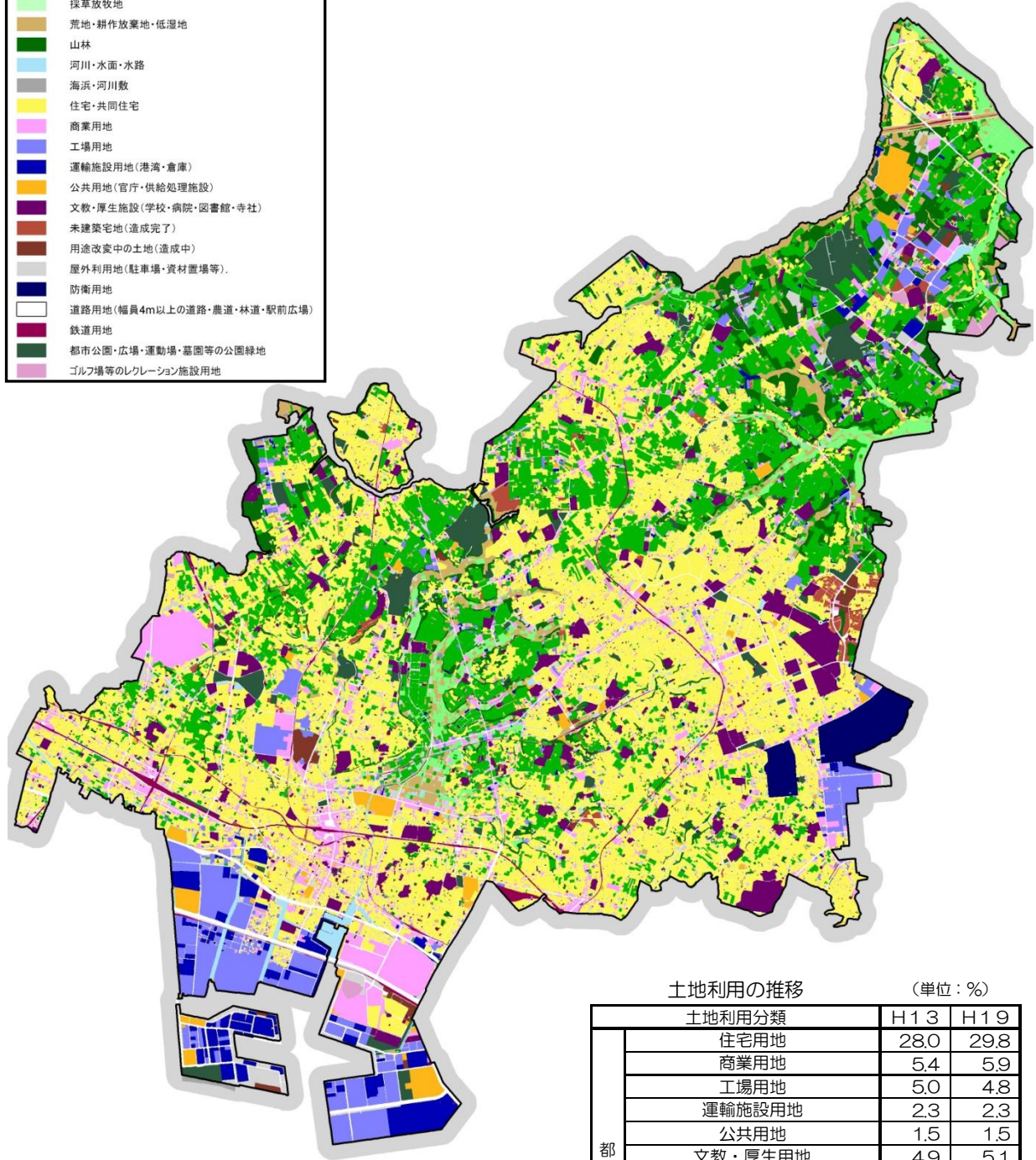
既存工業地は住宅やマンションと工場等の混在が顕在化しつつあることから、工場の操業環境の確保・維持に努めるとともに計画的な土地利用の誘導を図っていきます。

### (5) 水際地域

川や海辺の貴重な自然を保全・復元し、親水性を持たせた土地利用の誘導を図っていきます。



土地利用現況図（平成19年現在）



土地利用の推移 (単位：%)

土地利用分類		H13	H19
都市的 土地利用	住宅用地	28.0	29.8
	商業用地	5.4	5.9
	工場用地	5.0	4.8
	運輸施設用地	2.3	2.3
	公共用地	1.5	1.5
	文教・厚生用地	4.9	5.1
	オープン・エア (都市公園・広場・運動場・墓園等の公園緑地)	3.8	3.8
	オープン・エアB (ゴルフ場等のレクリエーション施設用地)	0.5	0.4
	未建築宅地	1.4	1.0
	用途変更中の土地	0.6	0.5
	屋外利用地	4.4	4.2
	自衛隊、米軍施設	1.2	1.2
	道路用地	11.8	12.3
	鉄道用地	1.0	1.0
自然的 土地利用	田	2.0	1.7
	畑	16.2	15.0
	採草放牧地	0.1	0.1
	荒地、耕作放棄地、低湿地	3.2	3.3
	山林	5.9	5.1
	河川、水面、水路	0.9	0.7
	海浜、河川敷	0.1	0.1
合計	100.0	100.0	

## 第4章 計画における市民と行政の役割

この計画の推進にあたっては、行政（本市及び国・県等）と市民（本市に住む人のほか、在勤・在学の人、NPOや市民活動団体、企業、学校等）がともにその主体となって、基本計画のあらゆる分野において、それぞれが社会的役割と責務を認識し、互いの持つ特性を尊重しつつ、補完し合い、協力・連携し合いながら、創造的かつ持続的に取り組んでいくものとします。

### ● 行政の役割

行政（市）は、市民に対して、政策・施策の進捗状況や財政状況等、判断の基準となる情報を積極的に提供するとともに、市民の意見やニーズの的確な把握に努めます。

また、船橋市の強み・弱みを把握して、施策の「選択と集中」を進め、計画的な市政運営及び効率的・効果的な行財政運営を行います。

さらに、協働のまちづくりを進める観点から、市政への市民の参画を促す仕組みづくりを進めるとともに、自助・共助・公助<sup>3</sup>の有機的な連携により、地域の力を活かしたまちづくりを行います。

### ● 市民の役割

市民の意見やニーズをよりの確に市政に反映するため、市民が、まちづくりの主役は市民であるという認識を持って、主体的にまちづくりに参画することが期待されます。

そのためには、市民一人ひとりが船橋市や自分が住む地域の良さや課題、市の行財政の状況等を知り、自らの発言と行動に責任を持って、市政や地域に積極的に参画することが求められます。

また、市民の意欲や能力を活かして、より豊かなまちづくりを進めるため、市民同士及び市民と行政が、お互いの立場を理解して尊重し合うとともに、市民同士の協力・支え合い、市民と行政の連携・協働を進めていくことが求められます。

---

<sup>3</sup> 自助・共助・公助：ある問題について、当事者である個人やその家族などが解決していくことを「自助」、地域が協力して解決していくことを「共助」、公共（公的機関）が対応することを「公助」という。



